

## 裁判員制度

平成16年5月の裁判員法の制定により、無作為で選ばれた国民が裁判官と一緒に重大犯罪の刑事裁判を行う裁判員制度が、平成21年5月までに開始される。

国民の司法参加は諸外国でも広く行われており、このたびの制度の導入により、裁判内容への国民の健全な社会常識の反映を通じて、司法に対する国民の理解と信頼の向上が期待されている。

### 1 裁判員制度とは

#### (1) 概要

裁判員制度は、国民が裁判官と一緒に刑事裁判を行う制度である。原則として裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠書類の取調べ手続等に立ち会った上で、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを議論し、決定する。



#### (2) 導入の経緯

- ・平成11年7月 内閣に司法制度改革審議会設置
- ・平成13年6月 同審議会が意見書とりまとめ。法科大学院制度の導入や司法試験合格者数の増加などとともに裁判員制度の導入を提言
- ・平成16年5月 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」成立（5年以内の施行）  
裁判員制度の創設により、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになり、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されている。

#### (3) 対象となる事件

国民の負担軽減等の観点から、裁判員は、地方裁判所における刑事裁判のうち、殺人など一定の重大な事件に関する裁判に参加することとされている。

- ・法定刑に死刑又は無期の懲役若しくは禁錮刑が定められている事件  
 (例) 殺人(刑法199条)・・・死刑、無期又は5年以上の懲役  
 強盗致死傷(刑法240条)・・・死刑、無期又は6年以上の懲役  
 現住建造物等放火(刑法108条)・・・死刑、無期又は5年以上の懲役
- ・故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件  
 (例) 傷害致死(刑法205条)・・・3年以上の有期懲役  
 危険運転致死(刑法208条の2)・・・1年以上の有期懲役

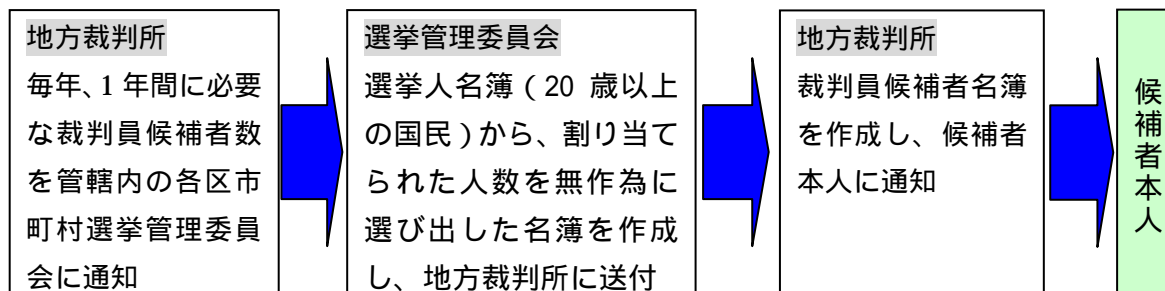
平成17年の全国の地方裁判所における刑事事件数は111,724件であり、このうち裁判員制度の対象となる事件数は3,629件(3.2%)となっている。

## 2 裁判員の選任方法

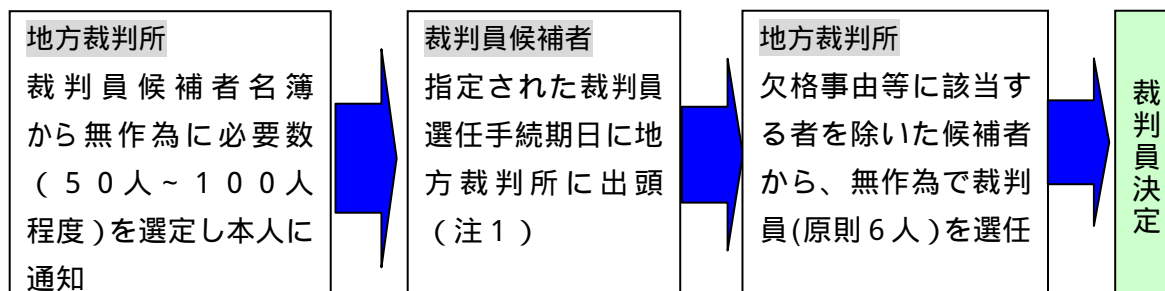
### (1) 選任の流れ

裁判員は、20歳以上の国民の間から、裁判ごとにくじなどの方法で無作為に選ばれる。

#### 裁判員候補者名簿の作成



#### 実際の裁判ごとに裁判員を選任



(注1) 正当な理由がなく裁判員選任手続期日に出席しない場合、10万円以下の過料に処せられる。

### (2) 裁判員になれない人・辞退できる人

欠格事由(一般的に裁判員となることができない人)

国家公務員法の欠格条項該当者(成年被後見人など)、義務教育未終了者、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある者

就職禁止事由(裁判員の職務に就くことができない人)

国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員、法曹関係者(裁判官、検察官、弁護士、裁判所・法務省職員、司法修習生)、法律学の教授・助教授、道府県知事、区市町村長、警察職員、自衛官、弁理士、司法書士、公証人、禁錮以上の刑に当たる罪で起訴されその事件の終結に至らない者 など

事件に関連する不適格事由(その事件について裁判員となることができない人)

被告人及び被害者の親族・同居人、事件についての証人・鑑定人 など

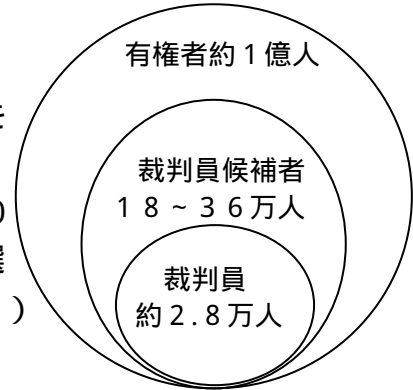
辞退事由(裁判員となることについて辞退の申立てができる人)

70歳以上の者、地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限る)、学生・生徒、過去5年以内に裁判員になった者、過去1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した者、「やむを得ない事由」がある者(個々のケースごとに裁判所が認めるかどうか判断)・・・重い疾病・障害、同居の親族の介護・養育、事業上の重要な用務を自ら処理しなければ著しい損害が生じるおそれがあること、父母の葬式への出席など他の期日に行うことができない社会生活上重要な用務があること

選任手続期日を含め、日当(金額未定)や交通費が支給される。また、裁判員の負担を考慮し、できる限り連日の開廷が図られるため、多くの裁判は数日で終わると見込まれている。

### 裁判員に選ばれる確率は？

通常の事件で50人程度、審理に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選ぶとした場合、平成17年の全国の裁判員制度の対象事件数約3,600件を前提に試算すると1年間に18万人～36万人が裁判員候補者となる。確率で言うと、全有権者のうち約300～600人に1人程度(0.18～0.35%)、そして実際に裁判員に選ばれるのは2.8万人で、約3,500人に1人程度(0.03%)となる。



出所：最高裁「よくわかる裁判員制度Q&A」

### 3 諸外国の刑事裁判における司法参加制度

国民の司法参加の制度には、大きく分けて陪審制度と参審制度がある。

- ・陪審制...犯罪事実の認定(有罪かどうか)は、陪審員のみが行い、裁判官は法律の解釈適用と量刑を行う。陪審員は、事件ごとに選任される。
- ・参審制...裁判官と参審員が一つの合議体を形成して、犯罪事実の認定や量刑のほか法律の解釈適用についても判断を行う。参審員は、任期制で選ばれる。

表1 諸外国の制度概要

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
区分	陪審制		参審制		裁判員制
採用する裁判所	州地裁 連邦地裁	刑事法院	重罪法院	区裁判所 地方裁判所	地方裁判所
構成	・裁判官1名 ・陪審員12名		・裁判官3名 ・参審員9名	・裁判官3名 ・参審員2名	・裁判官3名 ・裁判員6名
選任方法	選挙人名簿等から無作為抽出	選挙人名簿から無作為抽出		政党等からの推薦	選挙人名簿から無作為抽出
年齢	18歳以上		23歳以上	25歳以上	20歳以上
評決方法	全員一致(一部の州では10票で可)	原則として全員一致(2時間以上評議した後は、10/12の多数決で決定可)	有罪には8票、量刑は過半数の7票必要	有罪には2/3の多数が必要	多数決(ただし裁判官、裁判員の各1名以上の賛成が必要)
対象事件	重罪事件で無罪を主張する場合。被告人は裁判官だけの裁判も選択可。	重罪事件や窃盗などの一部で、無罪を主張する場合。	重罪事件。ただし、テロ事件などは除く。	軽微な事件を除く全ての事件。	重罪事件(死刑、無期懲役が定められている事件等)

出所：最高裁判所ホームページ等から作成

裁判員制度を陪審制及び参審制と比較すると、裁判員と裁判官が合議体を形成し事実認定から量刑までを多数決により決定する点で、基本的には参審制をベースとしていると言えるが、裁判員の選任を対象事件ごとに国民から無作為に抽出する点で、陪審制の要素を採り入れていると言える。

#### 4 広報啓発の取組

最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会は、裁判員制度の円滑な実施に向け、裁判員制度広報推進協議会を設置し、連携・協力して広報啓発活動に取り組んでいる。

平成18年度の主な取組は、次のとおりである。

最高裁

- ・ポスター、新聞・雑誌広告
- ・全国フォーラムの開催
- ・第2弾の映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」の制作
- ・メールマガジン、携帯電話のサイト開設

法務省

- ・高校生などをモデルにしたポスター
- ・電車などの中吊り広告
- ・シンポジウムの開催

日弁連

- ・漫画パンフレット
- ・ホームページのリニューアル



出所：最高裁判所ホームページ



裁判員制度シンボルマーク

#### 義務でも参加したくない 3分の1に

内閣府は2月1日、裁判員制度に関する世論調査の結果を発表した。

「参加したい」「参加してもよい」と参加に肯定的な人は20.8%と約2割にとどまった。

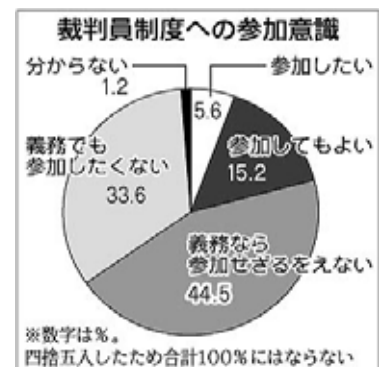
一方、「義務でも参加したくない」は全体の3分の1を占め、参加に対する根強い抵抗感が浮き彫りとなった。

また、参加する場合、不安を感じる点（複数回答）については、

- ・「被告人の運命が決まるため責任を感じる」（64.5%）
- ・「冷静に判断できるか自信がない」（44.5%）
- ・「裁判の仕組みが分からない」（42.0%）

などの順だった。

（出所：平成19年2月1日 時事通信記事）



#### 5 今後の課題

裁判員制度の実施まで、残り2年余りと迫っている。制度の円滑な実施には国民に導入の意義等についての理解を浸透させ、不安の解消を図っていく必要がある、きめ細かな説明会の開催など、国は広報啓発活動を強化していく必要がある。

あわせて、企業の理解と協力を得るための働きかけや保育サービスの確保など、仕事や育児等の事情を抱えた国民が幅広く参加できるようにするための環境整備や、公判前の十分な争点整理など、裁判の迅速化に向けた取組を進めていく必要がある。